

平成 31 年 4 月 18 日判決言渡しされている、平成 30 年(行ウ)第 5 号固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求控訴事件(原審・那覇地方裁判所平成 29 年(行ウ)第 17 号、差し戻し前の第 1 審、福岡高等裁判所那覇支部平成 29 年(行ウ)第 1 号) 久米至聖廟について、憲法違反の現状でありながら、何ら改善をしようとせず、放置されている。住民監査請求人金城照子と上原義雄が、令和 2 年 2 月 26 日に提出した那覇市職員措置請求書に於いて、那覇市監査委員が補足を求めた、敷地使用料と固定資産税の根拠並びに請求期間は、以下の通りである。

《久米至聖廟敷地使用料の根拠》

住民監査請求監査 久米至聖廟の公園施設設置許可に伴う損害賠償措置請求

請求日：平成 26 年 2 月 25 日

受 理：平成 26 年 3 月 4 日

回答(通知)：平成 26 年 4 月 24 日 那監第 13 号

監査委員：新島和範 宮里善博 翁長俊英 亀島賢二郎 各氏

監査委員公表 平成 26 年 4 月 30 日那監公表 1 号

https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/kansaiin/kansakekka.files/20140430_zyuminkansa1_kousibyout.pdf

上記：公文の 7 頁(2)「使用料の全額減免について」にて、那覇市監査委員より、「全額減免しなかった場合の使用料」として、 $1,335 \text{ m}^2$ (久米至聖廟敷地面積) $\times 360 \text{ 円/月} = 480,600 \text{ 円}$ と示されており一年間分の使用料は、 $480,600 \times 12 \text{ ヶ月} = 5,767,200 \text{ 円}$ となります

那覇市民が不当に受けている損害は、久米至聖廟建設工事が開始された平成 24 年 4 月 1 日からの約 8 年間ですが、市民が城間幹子那覇市長の不作为により受けた損害を請求できる期間は一年前までとなっていることから、令和 2 年 2 月 26 日に住民監査請求書を提出致しましたので、城間幹子那覇市長への損害請求は、この日からさかのぼり平成 31 年 2 月 27 日までの一年間分の敷地使用料 5,767,200 円です。

《固定資産税の徴収を怠ることによる市民の受ける損害》

久米至聖廟(孔子廟・明倫堂)は、登記されておらず、市有地に無償で建てさせているにも関わらず、那覇市は無登記を放置したまま、固定資産税の徴収を怠っていることは、市民に対する不平等を強い、市民に損害を与えているのである。

徴収すべきは、建設された平成 25 年からの久米至聖廟(孔子廟・明倫堂)にかかる固定資産税ですが、市民が那覇市の怠ったことにより受けた損害を城間幹子市長に請求できるのは、一年以内と限定されていますので、令和 2 年 2 月 26 日からさかのぼること一年内に於いて徴収すべき固定資産税です。